

第3回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議

配 席 図

令和7年5月14日（水）
京都府公館4階 第5会議室

（席次は五十音順）

栗山座長

○

愛甲委員○

川勝委員○

篠部委員○

○長島委員

○森井委員

--	--	--

○
佐藤
係長
（司会）

○
矢谷
林業振興
課長

○
塚脇
技監

○
小瀬
部長

○
中村
森の保全
推進課長

○
佐藤理事
税務課長
事務取扱

--	--	--	--

○

○

○

○

○

○

○

--	--	--	--

○

○

○

○

○

○

○

○

出入口

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議 委員名簿

氏 名	分 野	役 職 等
あいこう まさとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
かわかつ たけし 川勝 健志	学識経験者 (税制)	京都府立大学公共政策学部 教授
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者 (環境経済)	京都大学大学院農学研究科 教授
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者 (森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者 (防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務

【五十音順・敬称略】

○第 2 回有識者会議のまとめ

1 府民税の継続の必要性について

○府の説明事項

- ・京都府農林水産ビジョン等に掲げる目標を達成するためには、引き続き、3 分野（森林の整備及び保全、森林資源の循環利用、森林の重要性の啓発）の対策が必要である。
- ・今までの事業の成果等を踏まえながら、目標を達成するために必要となる財政需要を算出すると、5 年間で合計約 224 億円となるが、既存財源で対応できるのは約 188 億円であるため、残りの 36.3 億円（年間 7.3 億円）については、独自の財源が必要であるため、課税を継続する。

資料 1－1：府民税事業第 2 期(R3～R7)の実施状況

1－2：現行課税期間終了後 5 年後（R12 年度）の到達目標

1－3：現行課税期間終了後 5 年間(R8～R12)において必要となる事業規模（案）

○有識者会議の意見

- ・府が算出した財政需要は、継続の根拠として妥当である。また、財源の役割分担を見直していることも、評価できる。

○対応

第 2 回会議で府が示した案のとおり、府の目標を達成するために必要となる施策の事業規模（5 年間で約 224 億円）については、既存財源のみで対応することは困難なため、府民税の課税は継続し、課税期間を 5 年間延長する。

2 課税の仕組みについて

○府の説明事項

以下のことから、第2期までと同じく、超過課税とし個人住民税均等割の600円で実施するのが適当である。

- ・森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受していることから、その財源負担について全ての府民が等しく分かち合うことができる「個人府民税均等割超過課税方式」とする。
- ・京都府内の法人については、すでに社会基盤の整備等への取組に大きく貢献していることを勘案し、課税を実施しない。
- ・5年間の財政需要として算出された36.3億円（年間7.3億円）について、「個人府民税均等割超過課税方式」として税額を算出すると、年額600円となる。

（事業費 36.3 億円 / 納税対象者 約 119 万人 / 5 年 = 610 円）

○有識者会議の意見

- ・京都府における法人への超過課税は、全国的にも高い負担割合であり、さらなる負担を求めることは法人の経済活動に支障がでるため、法人から徴収を実施しないのは適当と考える。
- ・事務局案のとおり、第3期も既存の課税方式とすることが適当と考える。

○対応

課税の仕組みは、第2期までと同じく「個人府民税均等割超過課税方式」とし、課税額は5年間の財政需要を踏まえ、600円とする。

＜府民税第3期の概要（案）＞

課税期間：5年間（令和8年度～12年度）

課税額：年額600円（年間税収：約7億円）

徴収方法：個人府民税均等割超過課税として徴収

使 途：①森林の整備及び保全、②森林資源の循環利用、③森林の重要性の啓発

3 防災・減災に係る事業について

○有識者会議の意見

- ・府民税を活用した防災・減災対策は、既存事業では対応できないきめ細やかな対応を実施することが、本来の趣旨と認識。その趣旨から鑑みると、道路などのインフラの保全、地域住民のみが把握している箇所への対策といった地域ニーズへの対応などにも活用できるよう柔軟な運用をされたい。

○対応

第2期から引き続き、山地災害危険地区の整備を計画的に実施することとするが、府民のニーズに応えられるよう、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を、これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に実施していく（資料1－4：地域提案による防災対策の強化イメージ図）。

4 森林整備と治山ダムの整備について

○有識者会議の意見

- ・府民税で実施している森林の整備・保全の対策が、治山ダムなどの整備による効果を部分的にでも補完できると言えたら、より効果的に事業を行っていると言明できるのではないかな。
- ・当該分野の研究において、グリーンインフラ（森林整備）はグレーインフラ（治山ダムなどの整備）の代替にならないが、この2つを組み合わせたハイブリッドインフラにより対策を強化できると考えられている。

○対応

山地災害危険地区の整備を計画的に実施するため、治山ダムなどの整備により山腹崩壊や土石流の防止を図るとともに、危険木対策や間伐などの森林整備が一体的に行えるよう調整することで、森林の持つ防災機能をより一層高めていく。

5 資源の循環利用について

○有識者会議の意見

- ・森林整備を進めるには、木材利用の拡大が重要であり、資源の循環利用が一層進むように支援していくことが必要である。
- ・森林資源の循環利用を進めていくには、木材の利用を促進し、次の森林整備につなげていくことが必要であることから、木材利用への支援にあたっては、この点がわかる説明を検討すべき。

○対応

森林資源の循環利用を進めるには、素材生産と木材利用の増加を両輪で進めていくことが必要なため、既存財源等を活用して森林整備や木材加工流通施設への支援を行うとともに、府民税を活用して、木材利用が一層進むよう、住宅等の民間建築物への支援等に加え、多くの府民が利用する PR 効果の高い公共施設の木造・木質化を進めていく（資料 1－5：第 3 期にむけた森林資源の循環利用のイメージ図）。

6 財源の役割分担について

○有識者会議の意見

- ・緑の社会資本整備を行う財源という意味から、府民ニーズの高い社寺の森の整備こそ府民税で行うべきではないか。
- ・社寺の森の整備など、府民ニーズが高く重要な事業であっても、府において財源の役割分担を考え対応すればよい。ただし、対外的な打ち出し方は工夫すべきと考える。

○対応

緑の社会資本整備をより一層進めていくため、第 3 期からは、府民のニーズに応えられるよう、防災対策を府民提案により実施する。

なお、社寺の森の整備については、別の財源により事業をしっかりと継続していく。

府民税事業第2期（R3～R7）の実施状況～「京都府豊かな森を育てる府民税」～

資料1ー1
第1回会議資料抜粋

1. 実施状況

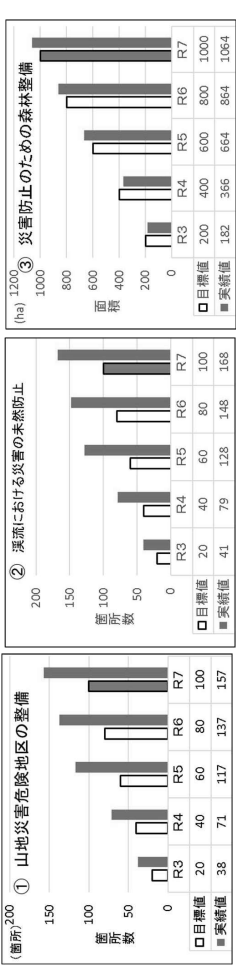
- ・府内全域で、ⅠからⅣの3分野※のうち、防災・減災対策を目的に、Ⅰ森林整備・保全活動
 - ・Ⅳの地域振興計画推進事業では、4つの広域振興局管内で、地域に応じた特色的な取組を実施
 - ・Ⅴの市町村交付金事業では、市町村が創意工夫するきめ細やかな取組や府の事業と連携した効果的な事業の実施を支援
- ※3分野Ⅰ 森林整備・保全活動
Ⅱ 森林資源の循環利用
Ⅲ 森林の重要性の啓発

2. 成果

Ⅰ 森林整備・保全活動

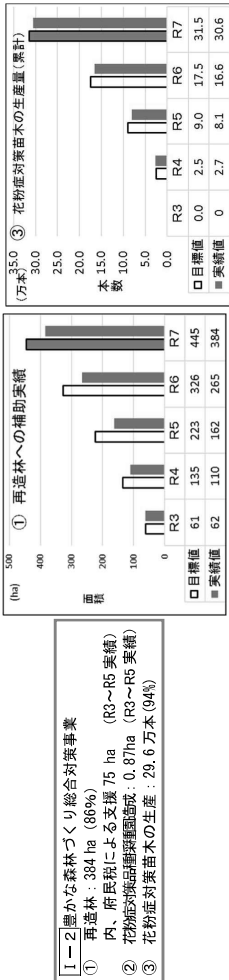
Ⅰ-1 森林防災機能強化事業 重点

- ・府民税事業費の6割を防災・減災対策に活用して、流水等の原因となる危険木を集中的に撤去するとともに、風倒木跡地の整理・植栽等を行い、森林の防災機能の向上に繋げることができた。
 - ・令和5年8月台風第7号災害への応急対応として補正予算を組み、崩壊地の危険木撤去等、災害復旧・予防対策を早急に実施することができた。
 - ・事業の実施に当たっては、事業の普及・啓発を行い、地域住民等に事業実施が必要な箇所を開き取るなど、危険箇所の把握に努めた。
 - ・地域住民による人家近くの危険木の現地調査や撤去の計画・実行を支援すると共に、防災意識の向上を図った。
- Ⅰ-1 森林防災機能強化事業
① 山地災害危険地区整備：157箇所（157%）
※府内5,000箇所のうち、公共事業での実施が困難な箇所を中心に整備（目標：20箇所/年）
② 渓流での災害防止：168箇所（168%）
※目標：20箇所/年
③ 災害防止のための森林整備：1064ha（106%）
④ 地域住民による危険木撤去：75箇所（R3～R5実績）



Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業

- ・植栽等への支援により再造林を促進するとともに、花粉症対策品種採取園の造成・種子の配布により府内苗木生産者による花粉症対策苗木の生産を開始された結果、再造林面積と、苗木生産者による花粉症対策苗木の生産量は着実に増加するなど、植栽等への支援の効果は一定認められるが、目標値には届いておらず、さらなる促進が課題。
- ・再造林の着実な実施に向けて、林業事業者等に主役・再造林モデルの提案ができるよう、低コスト化を検証するためのモデル林を造成した。



Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業
① 再造林：384ha（86%）
内、府民税による支援：75ha（R3～R5実績）
② 花粉症対策品種採取園造成：0.87ha（R3～R5実績）
③ 花粉症対策苗木の生産：29.6万本（94%）

Ⅱ 森林資源の循環利用
・住宅・民間施設等の木造・木質化、府民が利用する施設への木製品の導入、新たな木製品の開発に対する支援を行うことで、木材利用の取組件数が増加し、府民が京都の木を身近に感じる機会の創出や、新たな用途開発に繋げることができた。

Ⅱ 森林資源の循環利用（R3～R5実績）
・府内産木材の利用：住宅：414件
非住宅：27件
・木製品の導入：111件 開発：19件

Ⅲ 森林の重要性の啓発

- ・森林環境学習や木材を活用したワークショップを開催するとともに、商業施設への展示なども活用し、イベントのPR等について、関係機関とも連携し、イベントのPR等を行った。
- ・WEBサイトやSNS等を活用した広報を行った。

Ⅲ 森林の重要性の啓発
・啓発事業への参加者：のべ2942人（96%）

Ⅳ 地域振興計画推進費

- ・振興局が地域の特色や地域住民のニーズに応じ、森林保全や木材利用等の啓発を行った。

Ⅴ 市町村交付金事業

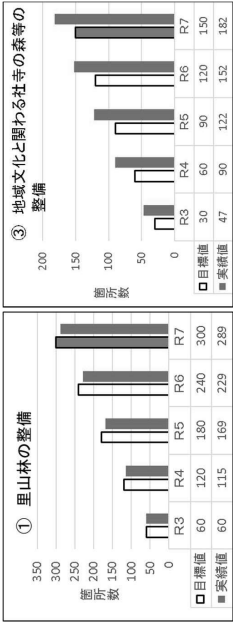
- ・主に防災・減災対策に活用し、地域のニーズに応じた森林整備等の対策に対応した。
- ・里山及び放牧竹林における森林整備や保全活動に活用し地域の要望に対応できた。
- ・木質化・木育、森林環境学習による普及啓発など、地域課題に応じた取組を促進できた。

Ⅴ 市町村交付金事業（R5実績）
Ⅰ 森林整備・保全活動：17市町村、31事業の内、防災・減災に13市町村、20事業で実施
Ⅱ 森林資源の循環利用：15市町村、17事業
Ⅲ 森林の重要性の啓発：9市町村、13事業

※R3～R5は実績、R6 R7は計画値として作成
() 括弧書きは目標達成率

Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業

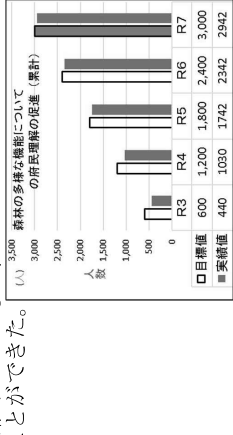
- ・府民税を活用し、地域要望に基づいて府民が主体となった取組を支援
- ・里山林整備について、目標を下回ったが、依然として一定のニーズがあり里山保全の取組が着実に推進
- ・地域住民が、長年守り続けてきた杜寺の森や名古屋の保全対策を行うことで、地域の森林文化を将来につなげる取組が進んだ。



Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業
① 里山林整備：289箇所（96%）
② 里山学習活動、のべ9団体・12箇所
③ 杜寺林等の森林文化保全：のべ182箇所（121%）

事業タイプ	大規模事業 （100万円以上）			中規模事業 （50万円以上）			小規模事業 （50万円未満）		
	件数	面積 (ha)	予算 (万円)	件数	面積 (ha)	予算 (万円)	件数	面積 (ha)	予算 (万円)
R3	102	1383	6	134	21	7	7		
R4	150	2,133	6	146	35	7	7		
R5	162	2,116	13	224	55	5	5		
	414	5,632	25	504	111	19			

その他：農産物振興助成、パンフレット、中規模など

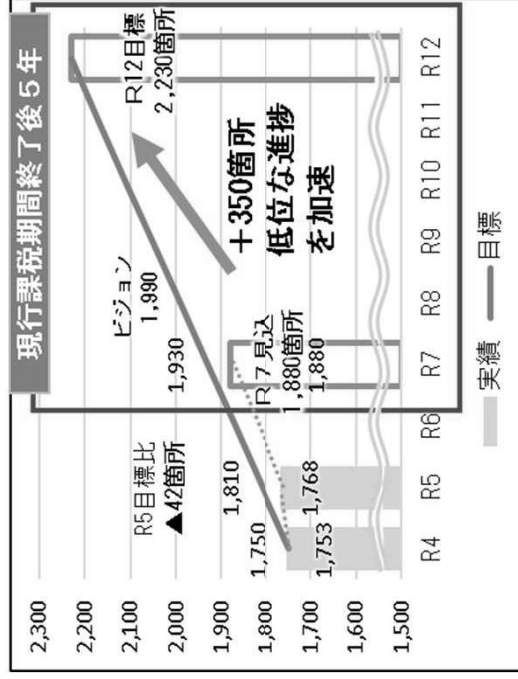


Ⅳ 地域振興計画推進費（R5実績）
・森林・木材PRイベントへの参加者：5,264名
・ほか啓発事業への参加者：173名

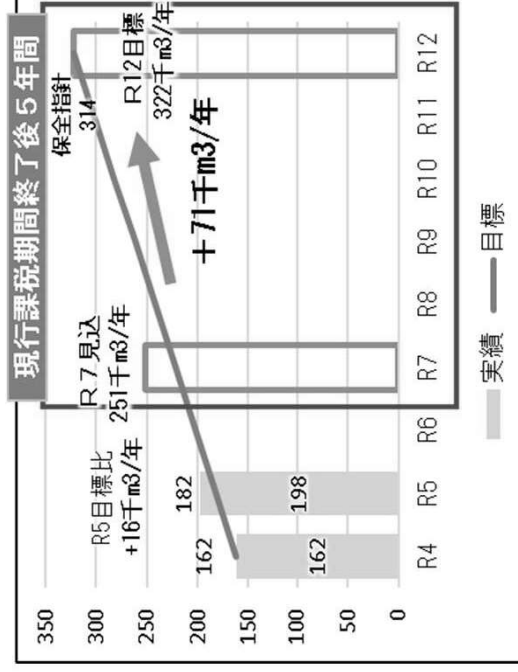
現行課税期間終了5年後(R12年度)の到達目標

山地災害危険地区

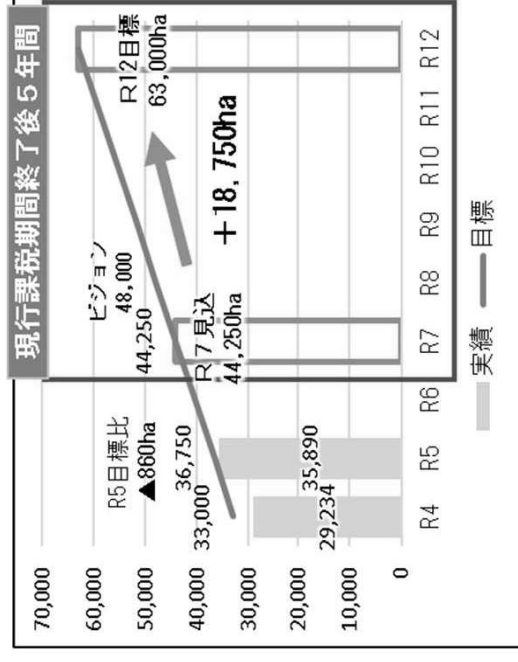
整備箇所の累計(箇所)



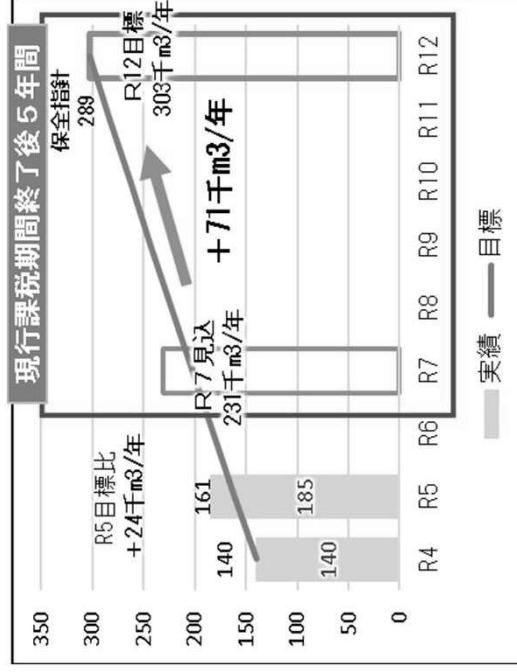
木材生産量 (m³/年)



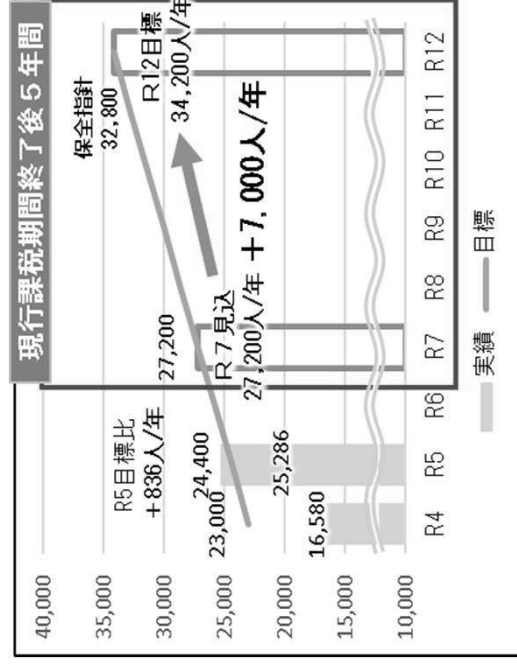
適正に管理されている人工林 (ha)



木材利用量 (m³/年)



モデルフォレスト運動の参加人数 (人)

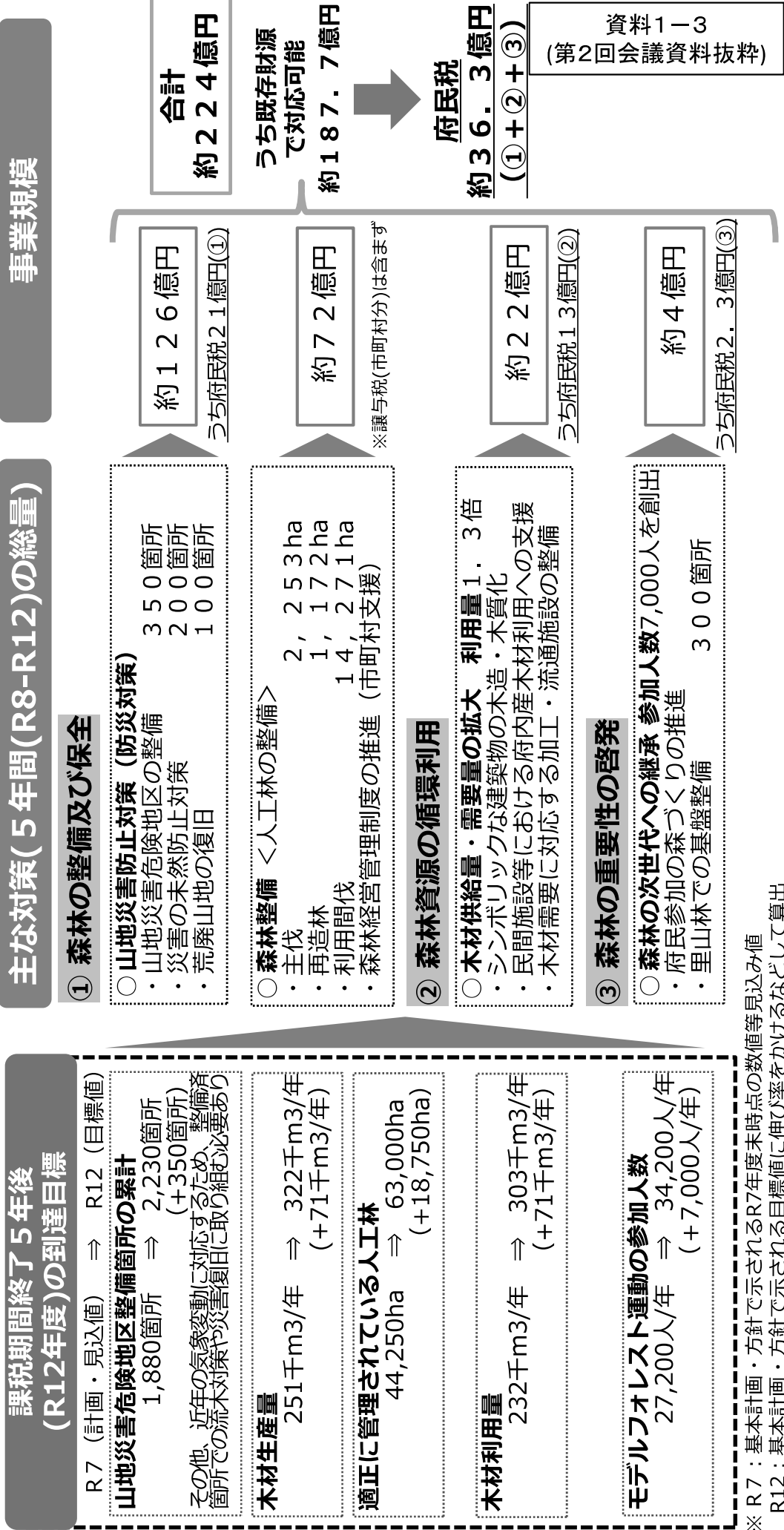


資料1-2
(第2回会議資料抜粋)

※ R7：基本計画・方針で示されるR7年度末時点の数値等見込み値
R12：基本計画・方針で示される目標値に伸び率をかけるなどして算出

現行課税期間終了後5年間(R8～R12)において必要となる事業規模(案)

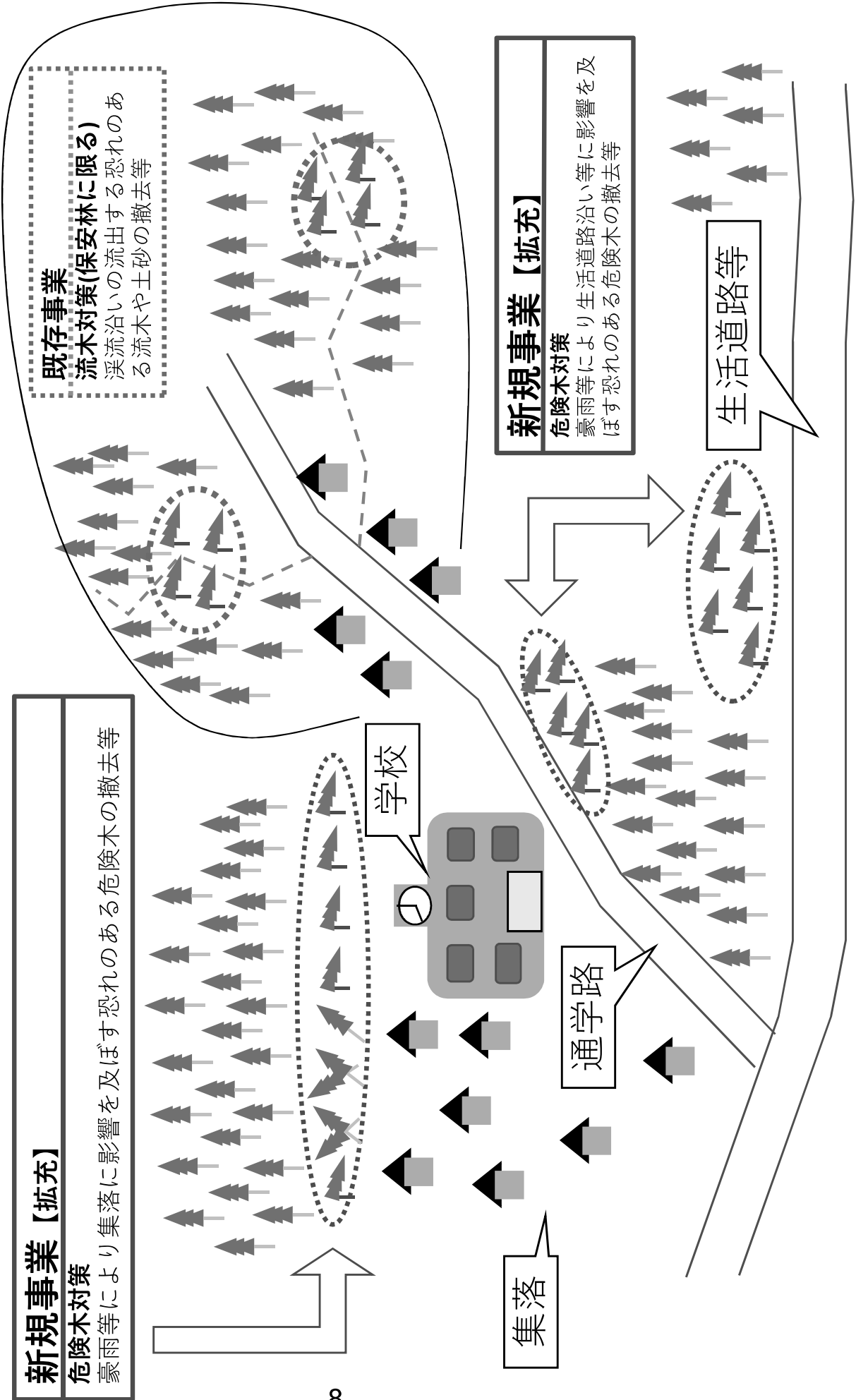
- 京都府農林水産ビジョン等に掲げる目標を達成するためには、引き続き、3分野での対策（森林の整備及び保全、森林資源の循環利用、森林の重要性の啓発）が必要
- 今までの有識者会議での意見・評価を踏まえながら、現行課税期間終了後5年間（R8～R12）において必要となる施策の事業規模を検討



※ R7：基本計画・方針で示されるR7年度末時点の数値等見込み値
R12：基本計画・方針で示される目標値に伸び率をかけるなどして算出

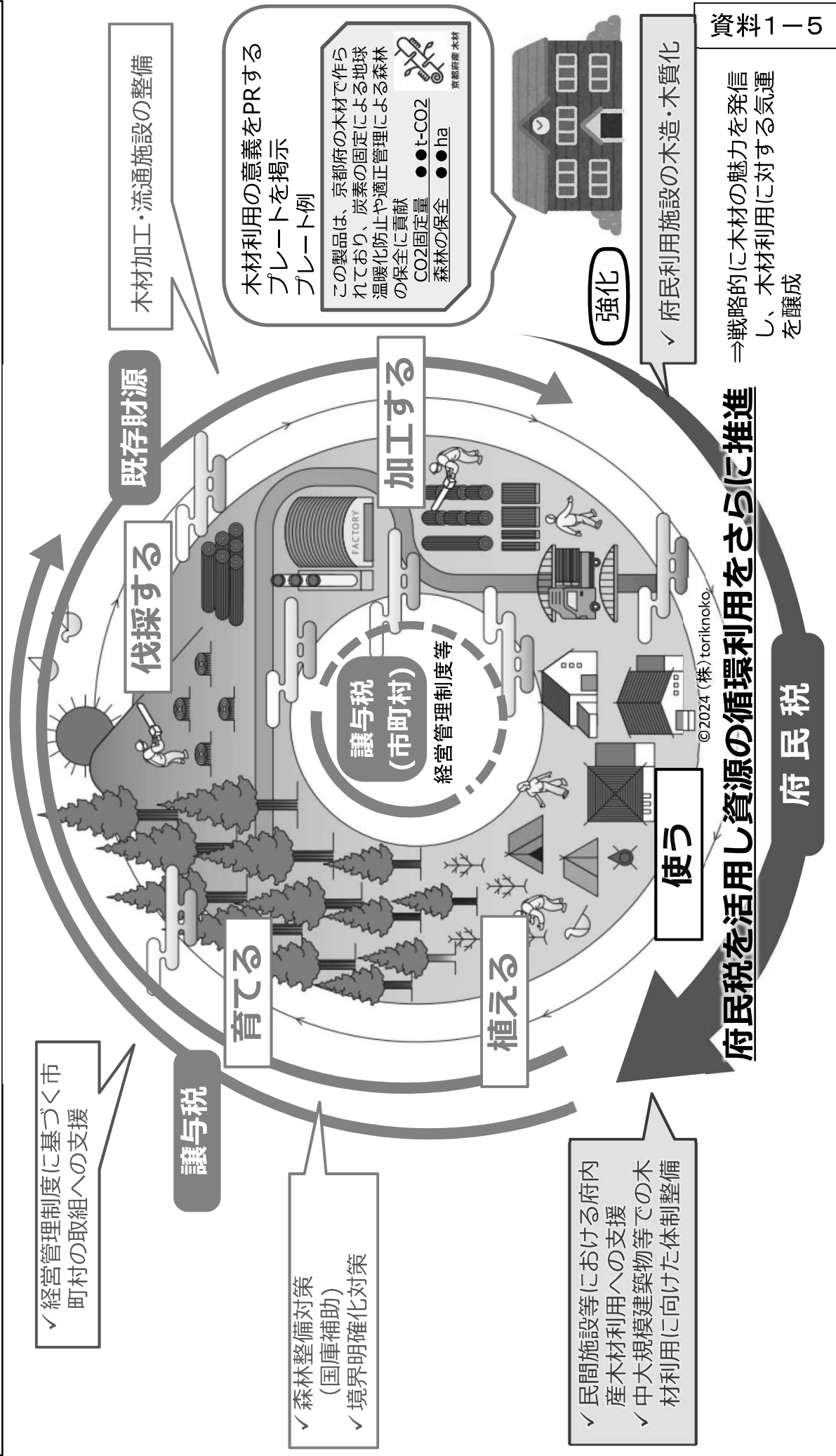
地域提案による防災対策の強化イメージ図【拡充】

○既存事業は保安林での流木対策を補助対象としていたが、公共性の高い施設や道路周辺等における危険木対策を保安林に限らず全ての森林を対象に実施



第3期にむけた森林資源の循環利用のイメージ図

- 木材生産量の増加に向けて、譲与税等により森林整備を推進しており、木材利用量増加に向けた需要喚起が必要
- 府民税を活用し、府民利用施設の木造・木質化を進めることで、府民の木材利用への気運を醸成し、森林資源の循環利用を促進



○「京都府豊かな森を育てる府民税」第 3 期の素案

1 府民税第 3 期の素案

(1) 府民税の継続

- ・府の目標を達成するために必要となる施策の事業規模（5 年間で約 2 2 4 億円）に、既存財源のみで対応することは困難なため、府民税の課税を継続することとし、課税期間を 5 年間延長する。

<府民税第 3 期の概要>

課税期間：5 年間（令和 8 年度～1 2 年度）

課 税 額：年額 6 0 0 円（年間税収：約 7 億円）

徴収方法：個人府民税均等割超過課税として徴収

使 途：①森林の整備及び保全、②森林資源の循環利用、③森林の重要性の啓発

- ・府民ニーズや財政需要等を踏まえ、防災対策と木材利用の拡大については、これまでの取組を更に強化して進めていく。

<強化ポイント>

・ 防災対策の強化

⇒これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施

・ 木材利用の拡大

⇒これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用する PR 効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施

(2) 府民税市町村交付金の取扱い

- ・森林環境譲与税との役割分担を図るため、以下のとおり見直すこととする。
 - ・従来の一律交付方式を廃止し、申請方式とする。
 - ・使途は防災対策や木材利用に限定する。
- ・使途の限定により、市町村交付金の予算規模は縮小できると見込まれるので、それにより生じた財源は府が強化する施策に充当する。

（３）森林環境譲与税との役割分担

- ・森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など、市町村の実情に応じた取組に活用
- ・府民税は、森林環境譲与税とは使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用

2 今後のスケジュール

- 令和7年 5月 第3回有識者会議（第3期 素案に係る意見聴取）
- 6月 6月定例会（府民税条例改正の検討結果及びパブコメ実施の報告）
- 7月 パブリックコメント
- 8月 第4回有識者会議（府民税のあり方の検討のとりまとめ）
- 9月 9月定例会（府民税条例改正案を上程）
- 令和8年 4月 第3期の開始

有識者会議及び市町村意見交換会での意見まとめ

1 有識者会議での意見

<府民税の継続の必要性>

- ▶激甚化する災害への対策の必要性などを鑑みると、府民税の継続が必要である。
- ▶府が算出した財政需要は、継続の根拠として妥当である。
- ▶府民税を活用した防災・減災対策は、既存事業では対応できないきめ細やかな対応を実施することが、本来の趣旨と認識。その趣旨から鑑みると、道路などのインフラの保全、地域住民のみが把握している箇所への対策といった地域ニーズへの対応などにも活用できるよう柔軟な運用をされたい。
- ▶森林整備を進めるには、木材利用の拡大が重要であり、資源の循環利用が一層進むように支援していくことが必要である。

<市町村交付金の取扱い>

- ▶森林環境譲与税が満額譲与されるなど、府民税創設時からの情勢の変化を踏まえた交付方法を検討することが必要である。
- ▶市町村の活用実態を踏まえて見直すことが必要である。

<森林環境譲与税との役割分担>

- ▶森林面積が少ない市町村での木材利用など、譲与税と使途が重複しているように見えるので、府民の理解が得られるよう両税の使途が明確となるよう整理が必要である。

2 市町村意見交換会での意見

<市町村交付金の取扱い>

- ▶市町村交付金で実施する事業は、住民要望が多いので、制度を継続していただきたい。
- ▶自治体の要望に応じて、額が配分される制度とすることが必要ではないか。

<森林環境譲与税との役割分担>

- ▶役割分担が整理できている市町村がある一方で、山林が少ない市町村では役割分担に苦慮していると認識している。
- ▶両税の役割分担が図られるよう、府が府民税の使途を明確にすることが必要ではないか。

方 針	
府民税 使 途	現行どおり 「①森林の整備及び保全（森林整備）」「②森林資源の循環利用（循環利用）」「③森林の多様な重要性について府民の理解を深める取組（普及啓発）」に資する取組に活用
市町村交付金	市町村による申請方式に見直し + 「府が重点的に進める取組」に用途を限定 [重点的な取組：「防災対策」「木材利用」（第2期実績113,000千円）] ・一律交付により、役割分担に係る説明に苦慮していることから、交付を希望する市町村が、役割分担を図った上で申請する方式に見直し ・府民に分かりやすい役割分担とするため、用途を限定し、府が推進する重点的な取組を、市町村と連携して実施
面 税 の 活 用 方 針 ・ 使 途 ・ 役 割 分 担	府 民 税 (京都府が必要とする対策)
	京 都 府 ■活用方針：府全域にまたがる広域的な取組に活用 ■活用使途： ①森林整備：「 防災対策の強化 」 ②循環利用：「 木材利用の拡充 」 ③普及啓発：府全域にまたがる広域的な取組
	市 町 村 ■活用方針：主に府が定める重点的な用途に沿って実施される 市町村独自のきめ細かな取組に活用 ■活用使途： ①森林整備：「 防災対策の強化 」 ②循環利用：「 木材利用の拡充 」
	分 担 割 ■活用方針：森林経営管理法に基づく森林の整備と その他の市町村の実情に応じた取組に活用 ■活用使途： ①森林整備：「森林経営管理法に基づく森林の整備」 ②循環利用： ③普及啓発： ④人材育成：市町村の実情に応じた取組に活用
市町村における 役割分担	市町村が役割分担を図った上で申請 交付を希望する市町村が、役割分担を図った上で申請 使途は、「防災対策」「木材利用」に主に活用